

海上保安官に協力援助した者等の災害給付についての規定による法律（昭和二十八年法律第三百三十三号）の規定による療養給付	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。（以下この表において同じ。）の規定による療養補償
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による疗養給付	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三百三十三号）の規定による疗養給付
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十三号）の規定による疗養補償	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三百三十三号）の規定による疗養給付
証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第二百九号）の規定による疗養給付	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三百三十三号）の規定による疗養給付
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定による疗養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、家族疗養費、家族移送費及び高額疗养費	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定による疗養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、家族疗养費
国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）の規定による疗養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、疗养費、訪問看護療養費、特别疗养費、移送費及び高額疗养費	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和三十三年法律第二百九十二号）の規定による疗養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、疗养費、訪問看護療養費、特别疗养費、移送費及び高額疗养費
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による疗养補償に相当するもの又は灾害救助法施行令の規定による疗养扶助金に相当するものに限る。）	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による疗养補償に相当するものに限る。）
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）の規定による疗养の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、疗养費、訪問看護療養費、移送費、家族疗养費、家族移送費及び高額疗养費	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十二号）の規定による疗养の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療养費、疗养費、訪問看護療養費、移送費、家族疗养費、家族移送費及び高額疗养費
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）の規定による疗养補償	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和四十二年法律第二百二十一号）の規定による疗养補償
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による疗养の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療养費、疗养費、訪問看護療養費、特别疗养費、移送費及び高额疗养費	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による疗养の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療养費、保険外併用疗养費、疗养費、訪問看護療养費、特别疗养費、移送費及び高额疗养費
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百一十七号）の規定による医疗の給付及び一般疾病医疗費	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による疗养の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療养費、保険外併用疗养費、疗养費、訪問看護療养費、特别疗养費、移送費及び高额疗养費
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護給付、予防給付及び市町村特別給付	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による疗养の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療养費、保険外併用疗养費、疗养費、訪問看護療养費、特别疗养費、移送費及び高额疗养費
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二号）の規定による损害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による疗养補償に相当するもの又は灾害救助法施行令の規定による疗养扶助金に相当するものに限る。）	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による疗养の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療养費、保険外併用疗养費、疗养費、訪問看護療养費、特别疗养費、移送費及び高额疗养費

消防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）	消防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）
海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による疗养給付	海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による疗养給付
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十三号）の規定による疗养補償	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十三号）の規定による疗养補償
証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第二百九号）の規定による疗养給付	証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第二百九号）の規定による疗养給付
国家公務員災害補償法の規定による介護補償	国家公務員災害補償法の規定による介護補償

消防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）	消防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）
海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による疗养給付	海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による疗养給付
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十三号）の規定による疗养補償	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十三号）の規定による疗养補償
証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第二百九号）の規定による疗养給付	証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第二百九号）の規定による疗养給付
国家公務員災害補償法の規定による介護補償	国家公務員災害補償法の規定による介護補償
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和三十三年法律第三百三十三号）の規定による疗养給付	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和三十三年法律第三百三十三号）の規定による疗养給付
水防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）	水防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）
公立学校的学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第三百三十三号）の規定による疗养給付	公立学校的学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第三百三十三号）の規定による疗养給付
（法第八条第一項の政令で定める医療）	（法第八条第一項の政令で定める医療）
第三条 法第八条第一項の政令で定める医療は、精神通院医療とする。 （指定事務受託法人）	第三条 法第八条第一項の政令で定める医療は、精神通院医療とする。 （指定事務受託法人）
3 2 法第十一条の二第一項の指定は、同項各号に掲げる事務（以下「市町村等事務」といふ。）を行う事務所ごとに行う。	3 2 法第十一条の二第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行なう事務所の名称及び所在地その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、内閣府令・厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
3 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、法第十一条の二第一項の指定をしてはならない。	3 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、法第十一条の二第一項の指定をしてはならない。
1 申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村等事務の運営をすることができないと認められるとき。	1 申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営をすることができないと認められるとき。
2 申請者が、自立支援給付対象サービス等（法第十条第一項に規定する自立支援給付対象サービス等をいう。第六号及び第三条の六第一項第八号において同じ。）を提供しているとき。	2 申請者が、自立支援給付対象サービス等（法第十条第一項に規定する自立支援給付対象サービス等をいう。第六号及び第三条の六第一項第八号において同じ。）を提供しているとき。
3 申請者が、法及び第二十二条第一項各号又は第二項各号（第十号を除く。）に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの期間であるとき。	3 申請者が、法及び第二十二条第一項各号又は第二項各号（第十号を除く。）に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの期間であるとき。

- 四 申請者が、第三条の六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が、第三条の六第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした者（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、指定の申請前五年以内に自立支援給付対象サービス等又は市町村等事務に正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 申請者の役員等（法第三十六条第三項第六号に規定する役員等をいう。ハ及びニ並びに第三条の六第一項第八号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- （ロ） 第三号又は前号に該当する者
- ハ 第三条の六第一項の規定により指定を取り消された法人において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
- 二 第五号に規定する期間内に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした法人（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- （市町村等事務の運営に関する基準）
- 第三条の三** 法第十二条の二第一項に規定する指定事務受託法人（以下「指定事務受託法人」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならない。
- 第三条の四** 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廢止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を、指定事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならない。
- （指定事務受託法人による報告）
- 第三条の五** 都道府県知事は、市町村等事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定事務受託法人に対し、報告を求めることができる。
- （指定事務受託法人の指定の取消し等）
- 第三条の六** 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 1 指定事務受託法人が、法第十二条の二第一項の主務省令で定める要件に該当しなくなつたとき。
- 2 指定事務受託法人が、第三条の三に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村等事務の運営をすることができなくなつたとき。
- 3 指定事務受託法人が、第三条の二第三項第二号、第三号又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 4 指定事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 5 指定事務受託法人が、不正の手段により法第十二条の二第一項の指定を受けたことが判明したとき。

- 六 指定事務受託法人が、法及び第二十六条第一項各号若しくは第二項各号（第三号を除く。）に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 七 指定事務受託法人が、市町村等事務に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 八 指定事務受託法人の役員等のうちに、その指定の取消し又はその指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとしたとき前五年以内に自立支援給付対象サービス等又は市町村等事務に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 九 市町村は、市町村等事務を委託した指定事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
- （指定事務受託法人の指定等の公示）
- 第三条の七** 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
- 一 法第十二条の二第一項の指定をしたとき。
- 二 第三条の四第一項の規定による届出（同項の内閣府令・厚生労働省令で定める事項の変更に係るもの）を除く。）があつたとき。
- 三 前条第一項の規定により法第十二条の二第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。
- （委員の任期）
- 第五条** 委員の任期は、二年（委員の任期を二年を超える場合は、条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- （会長）
- 第六条** 市町村審査会に会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 2 会長は、会務を總理し、市町村審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- （会議）
- 第七条** 市町村審査会は、会長が招集する。
- 2 市町村審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 3 市町村審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- （合議体）
- 第八条** 市町村審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもつて構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査判定業務（法第二十六条第二項に規定する審査判定業務をいう。）を取り扱う。
- 2 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によつてこれを定める。
- 3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として市町村が定める数とする。

児の保護者に限る。)であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く)四千六百円

四

支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く)四千六百円

第五

(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る)を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあっては、その配偶者に限る)が指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号二、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号、第四十三条の三第二号、第四十三条の四第五項第一号及び第四十三条の五第六項において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令(当該支給決定障害者等が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた場合にあっては、内閣府令・厚生労働省令)で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等零(法第三十条第一項第三号の政令で定めるとき)

第十八条 法第三十条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、支給決定障害者等が、法第二十条第一項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により法第三十条第一項第二号の基準該当障害福祉サービス(次条第二号において「基準該当障害福祉サービス」という。)を受けたときとする。

(法第三十条第三項の障害福祉サービスに係る負担上限月額)

第十九条 法第三十条第三項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定障害福祉サービス等を受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 第十七条第一号に掲げる支給決定障害者等 三万七千二百円

ハ 第十七条第二号に掲げる支給決定障害者等 九千三百円

二 第十七条第三号に掲げる支給決定障害者等 四千六百円

ハ 第十七条第四号に掲げる支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 第十七条第五号に掲げる支給決定障害者等 三万七千二百円

二 三百円

(1) 基準該当施設(法第三十条第一項第二号口に規定する基準該当施設をいう。以下この号及び第四十二条の四第一項第二号において同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であつて、当該支

給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービスのあつた月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く)四千六百円

(2)

基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について基準該当障害福祉サービスのあつた月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

ハ 支給決定障害者等のうち、基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービスのあつた月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(口及びニに掲げる者を除く)四千六百円

二 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。)が基準該当障害福祉サービスのあつた月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(口及びニに掲げる者を除く)四千六百円

二 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。)が基準該当障害福祉サービスのあつた月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(口及びニに掲げる者を除く)四千六百円

ハ 行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が基準該当障害福祉サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令(当該支給決定障害者等が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた場合における当該支給決定障害者等零(法第三十条第一項第三号の政令で定めるとき)

(法第三十条第一項第三号の政令で定めるとき)

第二十条 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、施設入所支援、共同生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものとする。

第四款 特定障害者特別給付費の支給

(特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス)

一 特定障害者特別給付費は、次の各号に掲げる特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する「特定障害者等サービス」をいう。次号において同じ。)を受けた特定障害者

二 特定障害者特別給付費は、次の各号に掲げる特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する「特定障害者等サービス」をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する「特定障害者等サービス」をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する「特定障害者等サービス」をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する「特定障害者等サービス」をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する「特定障害者等サービス」をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する「特定障害者等サービス」をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する「特定障害者等サービス」をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

四 支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が、指定療養介護医療等のあつた月において、被保護者又は保険者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者零得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る支給決定障害者（二十歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）の指定療養介護医療等に係る負担上限月額は、前項の規定にかわらず、同項第一号中「四十二百円」とあるのは「零以上四十二百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項第一号及び第二号に定める額を合計した額に百分の十を乗じて得た額（次

のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は当該額とする。）

イ 前項第一号に掲げる者 三万七千二百円

ロ 前項第二号に掲げる者 二万四千六百円

ハ 前項第三号に掲げる者 一万五千円

ニ 前項第四号に掲げる者 零

二 支給決定障害者が同一の月に受けた法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療等に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）並びに支給決定障害者が同三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額（医療に関する審査機関）

第四十三条 法第七十三条第三項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第一百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会とする。

第五節 補装具費の支給

第四十三条の二 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者の配偶者とする。

2 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者又はその配偶者について、補装具の購入等（同項本文に規定する購入等をいう。以下この項、次条第二号及び第四十三条の五第一項において同じ。）があつた月の属する年度（補装具の購入等のあつた月が四月から六月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割の額が四十六万円であることとする。（補装具費に係る負担上限月額）

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしんじて政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円
同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項の申請に係る障害者の購入等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等と同じ。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入等のあつた月において被保護者若しくは保険者である者であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等零

第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

（高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス及び介護給付費等）

第四十三条の四 法第七十六条の二第一項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものは、法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等対象サービス（うち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）（次条第一項第三号において「居宅サービス等」と総称する。）とする。

2 法第七十六条の二第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第十九条第一項に規定する介護給付費等（以下「介護給付費等」という。）とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス（特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費並びに同法第六十一条の二に規定する高額医療合算介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費（次条第一項第三号及び第七項において「介護サービス費等」と総称する。）とする。）
3 法第七十六条の二第一項第二号に規定する介護給付等対象サービスに相当する障害福祉サービスとして政令で定めるものは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護及び短期入所（第五項第一号において「介護保険相当障害福祉サービス」という。）とする。
4 法第七十六条の二第一項第二号に規定する障害福祉サービスに相当する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護及び同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護並びにこれらに相当するサービス（次条第六項において「障害福祉相当介護保険サービス」という。）とする。
5 法第七十六条の二第一項第二号に規定する当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定める障害者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
一 六十五歳に達する日前五年間（入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けた期間を除く。）引き続き介護保険相当障害福祉サービスの賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であったこと又は障害者及び

(障害福祉相当介護保険サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度) 分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合又は当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合に支給するものとし、その額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特別居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(次号イにおいて「居宅介護サービス費等」という。)の合計額に九十分の百(同法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、同法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の九十を超える百分の百以以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の八十を超える百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額(次項において「障害福祉相当介護保険サービス費用」という。)

二 イ 及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスにつき支給された

居宅介護サービス費等
ロ 当該特定給付対象者に対して支給された高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の合計額に障害福祉相当按分率を乗じて得た額

前項第二号ロの「障害福祉相当按分率」とは、特定給付対象者が同一の月に受けた居宅サービ

ス等に係る介護サービス費等(高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予

防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。)の合計額に九十分の百(介護保険

法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の

百、同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七

十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては

百分の百をこれららの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれららの規定に規定する百分の七十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額をもつて障害福祉相当介護保険サービス費

用を除して得た率をいう。

8 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に関する必要な事項は、法第七十六条の二第一項第一号に掲げる者に係るものについては内閣府令・厚生労働省令で、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める。

一 第十七条第一号から第三号までに掲げる者 三万七千二百円

二 第十七条第四号に掲げる者 零

第三章 障害者支援施設

第四十三条の七 市町村は、その設置した障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

2 市町村長(特別区の区長を含む。)は、当該市町村において、その設置した障害者支援施設の名称若しくは所在地を変更し、又は当該施設の建物、設備若しくは事業内容に重大な変更を加えたときは、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

第四章 費用

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第四十四条 都道府県は、法第九十四条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額(同項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。以下この条において同じ。)の百分の一十五を負担する。

3 国は、法第九十五条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十を負担する。

4 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

一 障害福祉サービス費等(法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。)の支給に要する費用 次のイ又はロに掲げる費用の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額

イ 介護給付費等(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要な程度が著しく高いものとして内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める要件に該当するものが利用する障害福祉サービスに係るものに限る。)の支給に要する費用 当該介護給付費等について障害者等の障害支援区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)のいずれか低い額

ロ 介護給付費等(イに掲げるものを除く。)、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要する費用 当該介護給付費等、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

二 相談支援給付費等(法第九十二条第二号に規定する相談支援給付費等をいう。)の支給に要する費用 当該相談支援給付費等の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

三 高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用 当該高額障害福祉サービス等給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

(自立支援医療費等に係る都道府県及び国の負担)

第四十五条 法第九十四条第一項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して負担する同項第二号の額は、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費(次項において「自立支援医療費等」という。)の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。

2 法第九十五条第一項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して負担する同項第二号又は第三号の額は、自立支援医療費、療養介護医療費及び補装具費(次項において「自立支援医療費等」という。)の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。

(地域生活支援事業に係る都道府県及び国の補助)

第四十五条の二 法第九十四条第二項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して補助する同項の額は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用の

ための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。

法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して補助する同項第二号の額は、市町村又は都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。

(市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国との補助)

法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村に対して補助する同項第一号の額は、市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。)の額及び市町村が行う地域相談支援給付決定に係る事務の額の合計額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。

第五章 審査請求

(不服審査会の委員の定数の基準)

法第九十八条第一項に規定する不服審査会(以下「不服審査会」という。)の委員の定数に係る同項第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の介護給付費等又は地域相談支援給付費等(法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。)に係る処分に関する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十八条第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

法第四十七条 不服審査会は、会長が招集する。

二 不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができる。

三 不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

法第四十八条 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもつて構成する合議体(以下この条において「合議体」という。)で、審査請求の事件を取り扱う。

二 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、不服審査会の指名する委員が長となる。

三 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として都道府県が定める数とする。

四 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

五 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

六 不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもつて不服審査会の議決とする。

(市町村等に対する旅費等)

法第二百二十二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

第五十条 都道府県が法第二百二十二条の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、条例の定めるところによる。

第六章 雜則

(大都市等の特例)

法第一百六十六条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十四条の三十二第二項から第三項までに定めるところによる。

(地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市(以下「中核市」という。)において、法第一百六十六条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の十二に定めるところによる。

第五十二条

法第一百六十六条の二第一項ただし書の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第一章(第五条を除く。)、第二章第一節(第八条から第十二条まで及び第十三条を除く。)並びに第二節第一款及び第二款(第十九条第三項及び第二十七条(同項に係る部分に限る。)を除く。)、第二十八条、第四十一条の二、第三章(第七十七条第一項第四号及び第五号を除く。)、第五章から第八章まで、第一百五条の二並びに第一百八条の規定に定める事項

二 前号に掲げるもののほか、居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、基本相談支援(特定相談支援事業を行う者が行うものに限る)、計画相談支援、特定相談支援事業、自立支援医療、補装具、移動支援事業及び地域活動支援センターに関する事項(法第十九条第三項、第二十七条(同項に係る部分に限る。)、第二章第二節第四款及び第七十六条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定に定める事項を除く。)

三 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、法第一百六十六条の二第一項ただし書及び前項の規定により、法第十二条、第四十七条の二第二項、第五十二条の三、第五十二条の四、第五十二条の三十二及び第五十二条の三十三に規定する権限(前項第二号に掲げる事項に係るものに限る。)を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、内閣総理大臣にあつては厚生労働大臣に、厚生労働大臣にあつては内閣総理大臣に、速やかにその結果を通知するものとする。

(権限の委任)

法第一百七条第三項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長(四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この条において同じ。)に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその権限を使用することを妨げない。

一 法第五十二条の三及び第五十二条の四に規定する権限(前条第一項第二号に掲げる事項に係るものに限る。)当該権限の行使の対象となる法第四十二条第一項に規定する指定事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

二 法第五十二条の三十二及び第五十二条の三十三に規定する権限(前条第一項第二号に掲げる事項に係るものに限る。)当該権限の行使の対象となる法第五十二条の二十二第二項に規定する指定相談支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

三 内閣総理大臣は、この政令の規定による内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。

(命令への委任)

この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、第五十二条第一項各号に掲げる事項については内閣府令・厚生労働省令で、それ以外の事項については厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

- | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
| 二 | 平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援同項に規定する施設訓練等支援費又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十四の四第一項に規定する特定入所者食費等給付費 | | | | | | |
| | (福祉ホームに関する経過措置) | | | | | | |
| 第六条の三 | 平成十八年十月一日前に法附則第二十三条第二項の規定により福祉ホームとみなされた同項に規定する身体障害者福祉ホーム等(以下この条において「まなし福祉ホーム」という)に対してもなされた平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第三十九条第二項又は社会福祉法第七十条の規定による報告の命令(当該報告の期限が同日以後に到来するものに限る)は、法第八十一条第一項の規定により報告を求める处分とみなす。 | | | | | | |
| 2 | 平成十八年十月一日前にまなし福祉ホームに対してなされた社会福祉法第七十一条の規定による事業の改善の命令(当該改善の期限が同日以後に到来するものに限る)は、法第八十二条第二項の規定により施設の設備又は運営の改善を命ずる处分とみなす。 | | | | | | |
| 3 | 平成十八年十月一日前にまなし福祉ホームに対してなされた平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十一条第一項若しくは社会福祉法第七十二条第一項の規定による事業の停止の命令(当該停止の期間が同日において満了していないものに限る)又は平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十一条第一項の規定による廃止の命令(当該廃止の期限が同日以後に到来するものに限る)は、法第八十二条第二項の規定により事業の停止又は廃止を命ずる处分とみなす。 | | | | | | |
| 第六条の四 | 平成十八年十月一日前に法附則第二十三条第三項の規定により相談支援事業とみなされた同項に規定する障害児相談支援事業等(以下この条において「まなし相談支援事業」といって「平成十八年十月改正前児童福祉法」という)第三十四条の四、平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第三十九条第一項又は平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第二十一条の二第一項の規定による報告の命令(当該報告の期限が同日以後に到来するものに限る)は、法第八十二条第一項の規定により報告を求める处分とみなす。 | | | | | | |
| 2 | 平成十八年十月一日前にまなし相談支援事業に対してなされた平成十八年十月改正前児童福祉法第三十四条の五、平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十条又は平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第三十九条第一項の規定による事業の制限又は停止の命令(当該制限又は停止の期間が同日において満了していないものに限る)は、法第八十二条第一項の規定により事業の制限又は停止を命ずる处分とみなす。 | | | | | | |
| 第七条 | 施行日において現に旧児童福祉法第二十一条の二第五十五条第一項の規定による行政措置(以下この条において「旧法措置」という)を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護(行動援護及び外出介護に該当するものを除く)が提供されている障害児及び障害児の保護者(以下この条において「障害児等」という)は、施行日に、法附則第二十五条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の二第五十五条第一項の規定による行政措置(以下この条において「新法措置」という)を受けて居宅介護が提供されている障害児等とみなす。 | | | | | | |
| 2 | 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護(行動援護及び外出介護に該当するものに限る)が提供されている障害児等とみなす。 | | | | | | |
| 3 | 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護(行動援護及び外出介護に該当するものに限る)が提供されている障害児等とみなす。 | | | | | | |
| 4 | 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護(行動援護及び外出介護に該当するものに限る)が提供されている障害児等とみなす。 | | | | | | |
| 5 | 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第四項に規定する知的障害者(外出介護が提供されている障害児等とみなす)が提供されている障害児等とみなす。 | | | | | | |
| 6 | 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第五項に規定する知的障害者(外出介護が提供されている障害児等とみなす)が提供されている障害児等とみなす。 | | | | | | |
| 第七条の二 | (法附則第三十七条第一項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス) | | | | | | |
| 2 | 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護(外出介護に該当するものに限る)が提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて外出介護が提供されている身体障害者とみなす。 | | | | | | |
| 3 | 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスが提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて短期入所が提供される身体障害者とみなす。 | | | | | | |
| 4 | 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第四条第四項に規定する精神障害者(体障害者居宅介護(外出介護に該当するものを除く)が提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて外出介護が提供されている身体障害者とみなす)が提供されている身体障害者デイサービスが提供されている身体障害者とみなす。 | | | | | | |
| 5 | 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第三項に規定する知的障害者(デイサービスが提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて障害者デイサービスが提供されている知的障害者とみなす)が提供されている知的障害者とみなす。 | | | | | | |
| 6 | 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第五項に規定する知的障害者(地域生活援助が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて共同生活援助が提供されている知的障害者とみなす)が提供されている知的障害者とみなす。 | | | | | | |

(市町村審査会の委員の任期の経過措置)

第十一条 平成十九年三月三十一日以前に任命された市町村審査会の委員の任期は、第五条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の経過措置)

第十二条 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十七条第一項中「第二十九条第四項」とあるのは、「第二十九条第四項(法附則第二十一条第三項及び第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とする。

2 平成二十年七月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第七条第一項第二号イ中「に入所する者」とあるのは「又は旧法指定施設(法附則第二十条に規定する旧法指定施設をいう。以下この項において同じ。)」に入所する者(指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除く。)と、同号ロ及び同項第三号中「に入所する者」とあるのは「又は旧法指定施設に入所する者(指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除く。)」とす

る。

〔高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等の経過措置〕

第十三条の二 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十条第一項第一号中「第二十九条第三項」とあるのは、「第二十九条第三項又は法附則第二十二条第二項若しくは第二十二条第四項」とする。

〔特定入所サービスの経過措置〕

第十四条の二 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十二条第一項第一号中「第二十九条第三項」とあるのは、「第二十九条第三項又は法附則第二十二条第二項若しくは第二十二条第四項」とする。

〔支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例〕

第十五条の二 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののか、令和九年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあつた月の属する年度(指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合については、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例)

第十六条の二 指定自立支援医療(育成医療を除く。)に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和九年三月三十一日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。

2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和九年三月三十一日までの間は、次の方々に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条で規定する基準の経過的特例に該当する者 二万円
二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあつた月の属する年度(指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等

の属する年度(指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者のものである場合における当該支給認定障害者等 五千円

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置)

第十三条の二 平成十八年十月一日から令和九年三月三十一日までの間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者(二十歳未満の者を除く。)の指定療養介護医療等に係る負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

第一条 この政令は、平成十八年八月三十日政令第一五四号)抄

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成十八年九月二十六日政令第二八六号)抄

第一条 この政令は、平成十八年八月三十日政令第一二九号)抄

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成十九年四月一日政令第一五六号)抄

第一条 この政令は、平成十九年六月二七日政令第一九一号)抄

第一条 この政令は、平成十九年八月三日政令第一三五号)抄

第一条 この政令は、平成二十一年六月二七日政令第二一二号)抄

第一条 この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十一年六月二七日政令第二二二号)抄

第一条 この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十一年八月三日政令第一三五号)抄

第一条 この政令は、平成二十一年九月二十六日政令第二八六号)抄

第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十一年十一月一日政令第一五六号)抄

第一条 この政令は、平成二十一年十二月一日政令第一五六号)抄

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日政令第一五六号)抄

第一条 この政令は、平成二十一年二月一日政令第一五六号)抄

第一条 この政令は、平成二十一年三月一日政令第一五六号)抄

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日政令第一五六号)抄

附 則 (平成二一年三月三一日政令第九一号)

法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する法律若しくはこれらの規定に規定する法律に基づく命令若しくは处分に違反する行為を行つた者について適用する。

附 則

(平成二十六年一月一二日政令第三五七号) 抄

(施行期日) この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月一二日政令第三五八号)

(施行期日) この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月一九日政令第四〇八号)

(施行期日) この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月二七日政令第一一九号)

(施行期日) この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日政令第一三八号) 抄

(施行期日) この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条中介護保険法施行令第十六条第一号の改正規定、同令第二十二条の二の改正規定(同

条第五項第一号の改正規定(「六月」を「七月」に改める部分に限る。)及び同条第七項の改正規定(「六月」を「七月」に改める部分に限る。)を除く。)、同条を同令第二十二条の二の二とする改正規定、同令第二十二条の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の三及び第二十

五条第一号の改正規定、同令第二十九条の二の改正規定(同条第五項第一号の改正規定(「六

月」を「七月」に改める部分に限る。)及び同条第七項の改正規定(「六月」を「七月」に改め

る部分に限る。)を除く。)、同条を同令第二十九条の二の二とする改正規定、同令第二十九条

の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十九条の三第三項及び第三十三条の改正規定、同令第二十九条の二の二とする改正規定、同令第二十九条の二第一項の規定によりなお

その効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二第五項第一号の改正規定(「六

月」を「七月」に改める部分に限る。)、同条第七項の改正規定(「六月」を「七月」に改める

部分に限る。)及び同令第三十五条の二第十六号の改正規定を除く。)、第八条の規定、第十二

条中国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項の改正規定、第二十条中障害者の日常生活

及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項第三号の改正規定

並びに第二十一条中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第四号及び第

五号の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十二条までの規定 平成二十七年八月一日

附 則 (平成二七年八月二八日政令第三〇三号)

(施行期日) この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年一一月二六日政令第三九二号)

(施行期日) この政令は、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年一一月二六日政令第三九二号)

(施行期日) この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

この政令は、公認心理師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十八年三月十五日)から施行する。

附 則 (平成二九年九月一五日政令第二三九号) 抄

(施行期日) この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日政令第二四六号)

(施行期日) この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年九月二十二日)から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二七日政令第二九〇号) 抄

(施行期日) この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月二八日政令第四一号) 抄

(施行期日) この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年三月二二日政令第五四号)

(施行期日) この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日政令第一一四号)

(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年七月一九日政令第一一三号) 抄

(施行期日) この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二二日政令第五五号)

(施行期日) この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年八月一九日政令第一一四号)

(施行期日) この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年九月一九日政令第一一五号)

(施行期日) この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三一年一二月一九日政令第一一六号)

(施行期日) この政令は、平成三一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月四日政令第五六号)

<p>相当介護保険サービスに係る同法の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成三十一年七月二七日政令第二二三一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 一二の政令は、平成三十一年九月一日から施行する。 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>3 この政令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定は、施行日以後に行われる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第二十四項に規定する自立支援医療又は同条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付の支給について適用し、施行日前に行われた同条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第二十四项に規定する自立支援医療又は同条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付の支給については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（令和二年一月一九日政令第三一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 一二の政令は、令和二年七月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>3 第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十五条第四号及び第四十二条の四第一項第三号の規定は、施行日以後に行われる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第一項第二号に規定する指定療養介護医療等（以下「指定自立支援医療等」という。）について適用し、施行日前に行われた指定自立支援医療等については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（令和二年七月八日政令第二十九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 一二の政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。</p>
<p>附 則（令和二年一二月二四日政令第三八一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 一二の政令は、令和三年一月一日から施行する。</p>

<p>第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和五年三月三〇日政令第一二六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 一二の政令は、令和五年四月一日から施行する。</p>
<p>第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和六年三月二九日政令第一二三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 一二の政令は、令和六年四月一日から施行する。</p>
<p>第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和六年三月二九日政令第一二二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 一二の政令は、令和六年四月一日から施行する。</p>
<p>第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和六年三月三〇日政令第一五一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 一二の政令は、令和六年四月一日から施行する。</p>
<p>第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 目次の改正規定、第五条の三第八項の改正規定（第十条の五の四第一項及び第二項）を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改める部分及び「第七項まで」を「第八項まで」に改める部分を除く。第二章第九節の次に一節を加える改正規定及び第二十六条の五の改正規定並びに附則第二十七条の規定 令和六年六月一日</p> <p>附 則（令和六年三月三〇日政令第一六一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 一二の政令は、令和六年四月一日から施行する。</p>